

一種耐熱形配電盤等に使用する断熱ボックスの使用材料について

平成 17 年 9 月 30 日付「一種耐熱形配電盤・分電盤とアスベスト（石綿）について」でお知らせしたとおり、平成 7 年 9 月以降は、一種耐熱形配電盤等の断熱ボックスに石綿含有パーライト板を使用できないことになっていますが、その他の材料についても材料メーカーのノンアスベスト化が進んでいることから、断熱ボックスに使用する断熱板を含めた材料は、次を満足するものを使用して下さい。

- (1) 断熱板（断熱ボード）は、JIS A 5430 繊維強化セメント板:2004 に規定されているけい酸カルシウム板タイプ 2 又は同等以上のノンアスベスト製の断熱板を使用すること。
- (2) 耐熱接着剤（断熱ボンド）は、840 /30 分の耐熱試験に耐え、断熱板間の剥離がないノンアスベスト製の接着剤を使用すること。
- (3) 充填物（シール）は、国土交通大臣認定を取得したノンアスベスト製の充填物又は同等以上の充填物を使用すること（加熱曲線 ISO 834 準拠）。
- (4) 防火塗料（コート）は、申請書に記載されたものと同様以上の性能を有し、かつノンアスベスト製の防火塗料を使用すること。